

# 「四日市市地域公共交通会議設置要綱」の改正について

## 四日市市の公共交通に係る協議会【現行】

	四日市市都市総合交通戦略協議会	四日市市地域公共交通活性化協議会
設置根拠	都市・地域総合交通戦略要綱	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
関連	四日市市都市総合交通戦略協議会規約	四日市市地域公共交通活性化協議会規約
計画	四日市市都市総合交通戦略 (公共交通+道路整備)	四日市市地域公共交通計画 (公共交通)
分科会/ 部会	<b>四日市市地域公共交通会議</b>	—
	バス路線再編に係る分科会	—
	三岐鉄道BRT推進検討会	
	NPO法人生活バス四日市利用向上検討会	

## ①「都市総合交通戦略協議会」から独立【第8条】

「都市総合交通戦略協議会」と「地域公共交通会議」の性質が異なることから、「都市総合交通戦略協議会」から「地域公共交通会議」を**独立**する。

	四日市市都市総合交通戦略協議会	四日市市地域公共交通会議
性質	望ましい都市像の実現を図るために関係機関が相互協力に向けて協議する場である。	地域の実情やニーズに応じた適切な地域公共交通の形態及び運行ルート、運行回数、運賃などを関係者が一同に会して議論し、合意形成を図っていくことを目的としており、主に認可等の手続きの弾力化・簡素化を図るための会議である。

新	旧
<p>(その他) 第8条 (削除)</p> <p>交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(その他)</p> <p>第7条 交通会議は、「四日市市都市総合交通戦略協議会」(平成22年6月29日設立。以下「協議会」という。)の分科会として位置づけ、会長は協議会の分科会長を兼ねる。</p> <p>2 交通会議の運営に関して必要な事項は、四日市市都市総合交通戦略協議会分科会運営規定に準じる。</p>

## 四日市市の公共交通に係る協議会【改正後】

	四日市市都市総合交通戦略協議会	四日市市地域公共交通活性化協議会	四日市市地域公共交通会議
設置根拠	都市・地域総合交通戦略要綱	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	道路運送法施行規則
関連	四日市市都市総合交通戦略協議会規約	四日市市地域公共交通活性化協議会規約	四日市市地域公共交通会議設置要綱
計画	四日市市都市総合交通戦略 (公共交通+道路整備)	四日市市地域公共交通計画 (公共交通)	—
分科会/ 部会	<b>四日市市地域公共交通会議</b>	—	—
	バス路線再編に係る分科会	—	—
	三岐鉄道BRT推進検討会		—
	NPO法人生活バス四日市利用向上検討会		—
	—	—	分科会 (「運賃・料金等に関する事項」等)

## ② 協議事項の変更、分科会の設置【第3条】 【第7条】

令和5年10月1日改正道路運送法が施行され、コミュニティバス（乗合バス・乗合タクシー）の運賃・料金は、**地域公共交通会議とは別の会議体で協議すること**、及び、あらかじめ公聴会の開催等の措置を講じることが規定されたことを受け、「**運賃・料金等に関する事項**」は、**地域公共交通会議の分科会で検討**することとする。

新	旧
<p>(協議事項)</p> <p>第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。  <b>ただし、第1号に掲げる事項のうち「運賃・料金等に関する事項」は、第7条に規定する分科会で協議しなければならない。</b></p> <p>(1) 地域の实情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項</p> <p>(2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p>(3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</p>	<p>(協議事項)</p> <p>第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の实情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項</p> <p>(2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p>(3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</p>
<p>(分科会の設置)</p> <p>第7条 第3条第1号の「<b>運賃・料金等に関する事項</b>」及び会長が必要と認める事項については、会長が分科会を設置し、当該分科会で協議する。</p> <p>2 分科会の委員は、要綱第4条に掲げる者のうち、交通会議の会長が指名する者とする。</p> <p>3 分科会の会長は、交通会議の会長とする。</p> <p>4 第5条の規定は、分科会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。</p> <p>5 分科会長は、分科会の協議、調整の経過及び結果について、交通会議に報告するものとする。</p>	

# 道路運送法の改正(令和5年10月1日施行)

道路運送法（昭和26年法律第183号）

乗合事業

【旧】

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調つたときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。



【新】

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

運賃を協議するための協議会を新たに設置・・・構成員は以下4者

当該乗合事業者のみが参加

公聴会の開催等が義務付け

## ③ 会議の構成員を明記【第4条】

構成員が不明確であったため構成員を明記する。

新	旧
<p>(交通会議の構成員)</p> <p>第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 四日市市都市整備部 理事</li> <li>(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその他関係団体</li> <li>(3) 住民及び利用者の代表</li> <li>(4) 国土交通省中部運輸局三重運輸支局長又はその指名する者</li> <li>(5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</li> <li>(6) 三重県の職員</li> </ul> <p>2 会長が必要と認めるときは、各号に掲げる者を交通会議の構成員として加えることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路管理者</li> <li>(2) 三重県警察</li> <li>(3) その他会長が交通会議に必要と認めた者</li> </ul>	<p>(交通会議の構成員)</p> <p>第4条 法施行規則第9条の3第1項第2号に定める一般乗合旅客自動車運送事業者は、三重交通株式会社及び三岐鉄道株式会社とする。</p>

## ④ その他【第5条】

- ・ 地域公共交通会議の会長が都市整備部理事であることを明記する。
- ・ 会議の公開について、戦略協議会や活性化協議会と同じ文言で統一する。

新	旧
<p>(交通会議の運営)</p> <p>第5条 交通会議に会長を置き、<b>四日市市都市整備部理事をもって充てる。</b></p> <p>2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。</p> <p>3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>4 交通会議の議決方法は、過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>5 交通会議は原則として公開とする。<b>ただし、交通会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とすることができる。</b></p> <p>6 交通会議の庶務は四日市市都市整備部都市計画課において処理する。</p> <p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第6条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</p>	<p>(交通会議の運営)</p> <p>第5条 交通会議に会長をおき、職員をもって充てる。</p> <p>2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。</p> <p>3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>4 交通会議の議決方法は、過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>5 交通会議は原則として公開とする。</p> <p>6 交通会議の庶務は四日市市都市整備部都市計画課において処理する。</p>